

事 業 者 各 位

苦小牧市長 金 澤 俊
(財 政 部 契 約 課)

公共工事設計労務単価の改定に係る苦小牧市インフレスライドの運用基準の適用について（特例措置）

このことについて、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定したことを受け、賃金や資材費等の急激な変動に対処するため、苦小牧市インフレスライドの運用基準を適用し、工事請負契約書第20条第8項に基づき、請負代金額の変更を請求できることをお知らせします。

記

1 適用対象工事

- (1) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 基準日以降の変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金の1/100を超えていること。

2 請求日及び基準日等について

- (1) 請求日
スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日 ※基準日の特例を適用
令和7年3月1日の賃金水準の変更に伴うスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間を考慮して、スライド協議の請求を、本書の発出日から1か月以内に行うことを条件に3月1日を基準日とする。
- (3) 残工期
基準日以降の工事期間とする。ただし、基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その延期期間を考慮する。

3 事務手続きの流れ

- (1) 請負代金額の変更協議を請求する場合は、【様式1】を財政部契約課に提出してください。
- (2) 工事担当課にてスライド額を算出し、受注者へスライド額を通知【様式2】して協議を開始します。
- (3) 受注者は、スライド額に異存がない場合は、承諾書【様式3】を財政部契約課へ提出してください。
なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が通知したスライド額で確定します。

4 技能労働者の賃金水準の引き上げ等について

賃金水準の変更により請負代金額の変更契約の締結を行う場合には、元請企業と下請企業の間で締結する請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応されますようお願いいたします。